

## 被災された皆様へ（豊橋市役所からのお知らせ）

このたびの台風2号の接近に伴う豪雨による被災に対し、心からお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧に向けて、豊橋市においても下記の支援を行っております。  
ご希望される方はそれぞれの担当課にお申し出ください。

当面の間は次のとおり対応します。

■豊橋市役所 被災者相談窓口（東館1階） 平日 午前9時～午後5時

区分	担当課	内 容	
<b>◆被災したことの証明</b>			
罹災証明の 交付申請	市民税課 5 1 - 2 1 9 7	風水害による建物等の被害の証明交付申請 (現地調査に基づいて証明)	
農林水産業の 被害証明に 関すること	農業支援課（5 1 - 2 4 7 6）へご相談ください。		
<b>◆災害ごみ</b>			
災害により発生し たごみに関する 相談	ゼロカーボンシティ推進課（5 1 - 2 3 9 9）又は収集業務課（6 1 - 4 1 3 6）へご相談ください。		
<b>◆見舞金</b>			
豊橋市災害 見舞金	福祉政策課 5 1 - 2 3 5 5	死亡 生計維持者 10 万円 生計維持者以外 6 万円 負傷（入院1週間以上）3 万円 居住する住宅が半壊以上 全壊 6 万円、半壊 3 万円 居住する住宅が床上浸水 1 万円	
豊橋市社会福祉 協議会 災害見舞金		死亡 生計維持者 10 万円 生計維持者以外 6 万円 居住する住宅が半壊以上 全壊 6 万円、半壊 3 万円 ※負傷・床上浸水は対象外	
<b>◆税などの減免等</b>			
市民税	市民税課 5 1 - 2 2 0 0	家屋、家財の価格の3割以上 の価値を減じたとき	所得制限があります (1千万円以下) 所得制限など一定の条件 があります
県・個人事業税		資産の価格の2分の1以上 の被害を受けたとき	
所得税		確定申告時に雑損控除等を 受けられる	
固定資産税 都市計画税	資産税課 5 1 - 2 2 2 3	家屋の価額の2割以上の価 値を減じたとき	※税などの減免に関する ことは各担当課にご 相談ください。
国民健康保険税	国保年金課 5 1 - 2 2 9 5	家屋、家財の価格の3割以上 の価値を減じたとき 所得制限があります (1千万円以下)	
介護保険料	長寿介護課 5 1 - 3 1 3 0	家屋・家財の価格の2割以上 の価値を減じたとき 所得制限など一定の条件が あります	
後期高齢者医療 保険料	国保年金課 5 1 - 3 1 3 2	家屋、家財について2割以上 の損害を受けたとき	
国民年金保険料	国保年金課 5 1 - 2 2 9 1	家屋、家財等のうち、被害 金額が概ね2分の1以上の 損害を受けたとき	
税の徴収猶予	納税課 5 1 - 2 2 4 1	財産が損害を受け一時の納 付が困難なとき	

区分	担当課	内 容	
<b>◆医療費一部負担金減免、徴収猶予</b>			
国民健康保険	国保年金課 5 1 - 3 2 0 2	家屋・家財の価格の3割を超える損害を受けたとき (収入状況により免除、減額、徴収猶予のいずれか)	※所得や適応期間など制限がありますので、詳細はお問い合わせください。
後期高齢者医療保険	国保年金課 5 1 - 2 3 4 4	家屋・家財について2割以上の損害を受けたとき (収入状況により免除、減額、徴収猶予のいずれか)	
<b>◆建築確認等</b>			
建築確認手数料等 開発行為等手数料	建築指導課 5 1 - 2 5 8 2 (建築確認) 5 1 - 2 5 8 0 (開発行為)	手続きには、罹災証明が必要です。	
<b>◆住宅</b>			
市営住宅	住宅課 5 1 - 2 6 0 0	市営住宅への一時的な入居 (最長3カ月)	
<b>◆貸付金</b>			
小口事業資金 (災害復旧支援資金)	商工業振興課 5 1 - 2 4 3 1	運転資金・設備資金	1,000万円限度
母子父子寡婦 福祉資金	子育て支援課 5 1 - 2 3 2 1	母子父子寡婦世帯が対象 (住宅資金)	200万円以内 (被害の程度によって 異なります)
生活福祉資金	社会福祉協議会 5 2 - 1 1 1 1	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が対象	
<b>◆その他</b>			
悪質業者に関する相談	東三河消費生活総合センター(5 1 - 2 3 0 5)へご相談ください。		
日本赤十字社から 救援物資の配付	全壊・半壊・流出・床上浸水などを対象に、毛布・タオルケット、日用品セットなどをお渡ししています。 福祉政策課(5 1 - 2 3 5 5)へご相談ください。		
ボランティア 派遣の相談	ボランティアセンター(豊橋市社会福祉協議会(5 7 - 2 6 0 1))へご相談ください。		
健康・衛生に関する相談	豊橋市保健所(代表: 3 9 - 9 1 1 1)へご相談ください。 ・健康不安に関すること ・住環境の衛生に関すること など		

**■罹災証明が必要な例**

- 保険金の請求   ○職場等の見舞金請求   ○学校、職場等の休暇請求  
○市営住宅への入居申請   などにご利用ください。

**■その他お困りごとは防災危機管理課(5 1 - 2 0 7 2)へご相談ください。**

**■豊橋市の実施している制度を中心に掲載しておりますので、各機関等で実施している支援制度についてはそちらにお問合せください。**